

長野県企業局電力の県庁舎への P P A 需給管理等業務仕様書 (案)

【詳細は別途協議】

第 1 総則

1 定 義

- (1) 需要者 長野県知事
- (2) ベース供給 通告型分割供給により長野県庁舎に自己託送すること。
- (3) 需要追従供給 ベース供給 (通告値によるもの) を除き、長野県庁舎に需要電力を供給すること。
- (4) 需給管理等 需要追従供給を行うため、受託者が 3 の業務その他必要な業務を行うこと。
- (5) P P A 需要追従供給のうち電源が非 F I T 及び F I P 電力 (以下「非 F I T 等企業局電力」という。) であるもの

2 委託者から受託者への P P A 電源の供給等の条件

- (1) 委託者は、需要者が管理する長野県庁舎の総需要電力のうちの一部を通告値により自己託送 (ベース供給) する。この場合において、委託者は、P P A による長野県庁舎への需要追従供給の 30 分電力量が、本契約の契約電力 (予備電力) の 2 分の 1 を上回らないよう、ベース供給量の維持に努める。
- (2) 委託者は、ベース供給に関して電力広域的運営推進機関に提出する発電販売計画及び分割供給通告値による電力量を優先的に確保する。
- (3) 委託者は、別に契約するところにより、受託者が P P A に用いるための非 F I T 等企業局電力 (送電による損失率分の電力を含む。) を無償で受託者に供給する。

3 受託者の需給管理等業務の実施方法

- (1) 受託者は、需要者が管理する長野県庁舎に P P A を優先して需要追従供給を行う。
- (2) (1) の場合において、受託者は、2 (1) のベース供給及び 2 (3) で供給された非 F I T 等企業局電力量により 30 分単位で長野県庁舎の需要電力量を賄える時はアの措置を、賄えない時はイの措置をとる。ただし、一般送配電事業者との契約電力 (kW) 又は予備電力の契約電力 (kW) の 2 分の 1 の電力を上限とする。
 - ア 需要電力量の全量について P P A を行うこと。
 - イ 需要電力量のうち可能な最大の電力量について P P A を行うこと。
- (3) (2) の場合において、受託者は、非 F I T 電力を優先的に充当し、不足する場合は F I P 電力を充当する。
- (4) 受託者は、(1) の需要追従供給を行うに当たり、2 (1) のベース供給及び 2 (3) で供給された非 F I T 等企業局電力量では長野県庁舎の需要電力量に不足する時は、不足する電力量を別途調達するものとする。
- (5) 受託者は、(1) から (4) までの需要追従供給の実施に当たっては、需要者の承諾を得ること等のため、「長野県企業局電力の県庁舎への P P A に関する 3 者契約書 (案)」を協議の上、締結すること。

4 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日 0 時から令和 11 年 3 月 31 日 24 時まで

第2 発電所、需要施設及び電力量概要

- 1 発電所、需要施設及び電力量概要並びに計画送電電力量及び計画需要電力量については、仕様書別表1のとおりとする。
- 2 令和9、10年度 長野県庁舎の各月予定使用電力量及び令和6、7年度 長野県庁舎の月別使用電力量実績については、仕様書別表2のとおりとする。
- 3 菅平発電所の運転停止
菅平発電所は、運転を停止しているので留意すること。

第3 需要施設概要

- 1 需要施設諸元
 - (1) 供給場所 長野県庁舎（本館、議会棟、議会増築棟及び西庁舎）
（長野市大字南長野字幅下 692-2）
 - (2) 用 途 官公所（事務所）
- 2 需要施設の仕様
 - (1) 電力供給条件

ア 供給電気方式	交流3相3線方式
イ 標準電圧	6,600V
ウ 計量電圧	6,600V
エ 需要施設受電電気方式（受電電圧）	高圧
オ 標準周波数	60Hz
カ 受電方式	本線・予備線受電（2回線受電）
キ 非常用自家発電設備	有（起動時の瞬時連系）
 - (2) 契約電力等

ア 契約電力	
(ア) 一般送配電事業者との契約電力	
ベース供給 800kW、需要追従供給（PPA）1,650kW とする。	
（契約上使用できる電気の最大電力をいい、30分間最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。）	
(イ) 本契約に係る契約電力	
ベース供給 800kW、需要追従供給（PPA）850kW とする。	
イ 予備電力	
(ア) 一般送配電事業者との契約予備電力（予備送電サービスB）	
ベース供給 800kW、需要追従供給（PPA）1,650kW とする。	
（予備電線路については、常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給に充てるため、常時供給電圧と同位の電圧で需要者が必要とする電力を供給する。）	
(イ) 本契約に係る契約予備電力	
ベース供給 800kW、需要追従供給（PPA）850kW とする。	
 - (3) 電力量の検針

自動検針装置	設置可
電力会社の検針方法	自動
検針日	各電力使用月の翌月の初日
 - (4) 需給地点
長野県庁高圧受電用引込第1柱へ設置されている柱上負荷開閉器の1次側端子
 - (5) 保安責任分界点

- 需給地点に同じ
(6) 財産分界点
需給地点に同じ

3 力率等

- (1) 力率は、その 1 月の午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率とする。
単位は、パーセントとし、小数点以下第 1 位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は 100 パーセントとする。)
平均力率の算定方式は以下のとおりとする。
$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} / \sqrt{\{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2\}}$$

なお、その際の有効電力量及び無効電力量は、それぞれキロワット時、キロバール時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入するものとする。
- (2) 力率保持のため自動力率調整装置を設置している。
- (3) 契約期間中の予定平均力率は 99 パーセントとする。
- (4) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。

第 4 その他

1 非需要追従供給（通告型）の運用

- (1) 非需要追従供給（通告型）を行うに当たり、委託者、需要者及び中部電力パワーグリッド株式会社との間における必要な事務手続に協力すること。
- (2) 予定ベース供給電力量等は別表のとおりとし、増減が見込まれるときは事前に受託者に通告するものとする。
- (3) 非需要追従供給（通告型）の運用に当たり、受託者は、電力広域的運営推進機関送配電等業務指針（平成 27 年 4 月 28 日経済産業大臣認可施行）第 138 条の規定により委託者が電力広域的運営推進機関に提出するベース供給に係る需要調達計画等の作成に協力すること。

2 その他

- (1) 力率の変動及びその他の原因による電気料金の調整及び本仕様書に定めのないその他の供給条件については「中部電力ミライズ株式会社基本契約要綱（高圧）」（2026 年 11 月 1 日実施）による。
- (2) 事故発生時等緊急な対応が必要な場合の体制を確保し、あらかじめ連絡先等が記載された体制表を提出すること。
- (3) 長野県庁舎では自家消費用の太陽光発電設備（設備容量 70kW）が稼働中であることに留意すること。
- (4) 受託者は、需要追従供給を行うため、需要者と電気事業法の小売供給契約等必要な契約を行うこと。

(仕様書別表 1) (第 2 関係)

1 発電所、需要施設及び電力量概要

区分	自己託送 (ベース供給)	P P A (需要追従供給)
1 長野県企業局発電所	奥裾花発電所、奥木曾発電所及び松川ダム発電所の全部又は一部	小渋第 2 発電所、裾花発電所、奥裾花発電所、大鹿発電所、奥木曾発電所、大鹿第 2 発電所、松川ダム発電所及び与田切発電所の全部又は一部
2 計画送電電力量 (送電による損失率分を含む。)	5,631 千kWh	2,563 千kWh
	送電電力量合計 8,194 千kWh	
3 需要施設 (供給場所)	長野市大字南長野字幅下692番地2 長野県庁舎 (本館、議会棟、議会増築棟及び西庁舎)	
4 需要施設受電電気方式 (受電電圧)	高圧 6,600 V	
5 一般送配電事業者との契約電力 (契約予備電力)	800 kW (800 kW)	1,650 kW (1,650 kW)
6 本契約の契約電力 (契約予備電力)	800 kW (800 kW)	850 kW (850 kW)
7 流通費用調整額の精算の算定基準電力 (予備電力)	800 kW (800 kW)	850 kW (850 kW)
8 計画需要電力量	5,417 千kWh	2,466 千kWh
	需要電力量合計 7,883 千kWh	

(注) 1 5 の一般送配電事業者との契約予備電力は、「予備送電サービス B」であること。

2 「契約超過金」等の算定基準に用いる契約電力は、5 の「一般送配電事業者との契約電力」であること。(契約超過金は、5 の一般送配電事業者と P P A 供給者との契約電力 (契約予備電力) =1,650kW を超えた場合に受託者に支払われる。)

2 計画送電電力量及び計画需要電力量

年 月	発電側						(kWh) 需要側
	自己託送に係る発電所及び計画送電電力量		P P Aに係る発電所及び計画送電電力量		送電電力量合計		自己託送及びP P Aに係る需要施設及び計画需要電力量
	奥裾花、奥木曽、松川ダム発電所の合計		小渋第2、裾花、奥裾花、大鹿、奥木曽、大鹿第2、松川ダム、与田切発電所の合計				長野県庁舎（本館、議会棟、議会増築等及び西庁舎）
	損失率		損失率		損失率		
	含む	なし	含む	なし	含む	なし	
令和9年4月	203,742	196,000	81,081	78,000	284,823	274,000	274,000
5月	203,742	196,000	66,528	64,000	270,270	260,000	260,000
6月	277,547	267,000	55,094	53,000	332,641	320,000	320,000
7月	317,048	305,000	118,503	114,000	435,551	419,000	419,000
8月	319,127	307,000	120,582	116,000	439,709	423,000	423,000
9月	271,310	261,000	124,740	120,000	396,050	381,000	381,000
10月	227,651	219,000	81,081	78,000	308,732	297,000	297,000
11月	185,031	178,000	115,385	111,000	300,416	289,000	289,000
12月	216,216	208,000	141,372	136,000	357,588	344,000	344,000
令和10年1月	214,137	206,000	159,044	153,000	373,181	359,000	359,000
2月	192,308	185,000	150,728	145,000	343,036	330,000	330,000
3月	244,283	235,000	93,555	90,000	337,838	325,000	325,000
9年度計	2,872,142	2,763,000	1,307,693	1,258,000	4,179,835	4,021,000	4,021,000
令和10年4月	195,426	188,000	77,962	75,000	273,388	263,000	263,000
5月	195,426	188,000	64,449	62,000	259,875	250,000	250,000
6月	266,113	256,000	53,014	51,000	319,127	307,000	307,000
7月	304,574	293,000	114,345	110,000	418,919	403,000	403,000
8月	306,653	295,000	115,385	111,000	422,038	406,000	406,000
9月	260,915	251,000	119,543	115,000	380,458	366,000	366,000
10月	218,295	210,000	77,962	75,000	296,257	285,000	285,000
11月	177,755	171,000	110,187	106,000	287,942	277,000	277,000
12月	207,900	200,000	136,175	131,000	344,075	331,000	331,000
令和11年1月	205,821	198,000	152,807	147,000	358,628	345,000	345,000
2月	185,031	178,000	144,491	139,000	329,522	317,000	317,000
3月	234,927	226,000	89,397	86,000	324,324	312,000	312,000
10年度計	2,758,836	2,654,000	1,255,717	1,208,000	4,014,553	3,862,000	3,862,000
2か年度計	5,630,978	5,417,000	2,563,410	2,466,000	8,194,388	7,883,000	7,883,000
うち夏季	1,779,627	1,712,000	713,098	686,000	2,492,725	2,398,000	2,398,000
うちその他季	3,851,351	3,705,000	1,850,312	1,780,000	5,701,663	5,485,000	5,485,000

(仕様書別表 2) (第 2 関係)

1 令和 9、10 年度 長野県庁舎の各月予定使用電力量

年 月	予定使用電力量 (kWh)		
	ベース供給 (自己託送)	需要追従供給 (P P A)	計
令和 9 年 4 月	196,000	78,000	274,000
5 月	196,000	64,000	260,000
6 月	267,000	53,000	320,000
7 月	305,000	114,000	419,000
8 月	307,000	116,000	423,000
9 月	261,000	120,000	381,000
10 月	219,000	78,000	297,000
11 月	178,000	111,000	289,000
12 月	208,000	136,000	344,000
令和10年 1 月	206,000	153,000	359,000
2 月	185,000	145,000	330,000
3 月	235,000	90,000	325,000
9 年度合計	2,763,000	1,258,000	4,021,000
令和10年 4 月	188,000	75,000	263,000
5 月	188,000	62,000	250,000
6 月	256,000	51,000	307,000
7 月	293,000	110,000	403,000
8 月	295,000	111,000	406,000
9 月	251,000	115,000	366,000
10 月	210,000	75,000	285,000
11 月	171,000	106,000	277,000
12 月	200,000	131,000	331,000
令和11年 1 月	198,000	147,000	345,000
2 月	178,000	139,000	317,000
3 月	226,000	86,000	312,000
R10年度合計	2,654,000	1,208,000	3,862,000
2 か年度合計	5,417,000	2,466,000	7,883,000

2 令和 6、7 年度 長野県庁舎の月別使用電力量実績

年 月	使用電力量 (kWh)	年 月	使用電力量 (kWh)
令和 6 年 4 月	284,598	令和 7 年 4 月	277,482
5 月	268,476	5 月	258,726
6 月	315,504	6 月	326,502
7 月	417,246	7 月	427,968
8 月	425,928	8 月	405,360
9 月	388,092	9 月	364,476
10 月	309,180	10 月	270,948
11 月	300,450	11 月	272,271
12 月	350,460	12 月	325,101
令和 7 年 1 月	358,368	令和 8 年 1 月	349,886
2 月	343,086	2 月	305,698
3 月	332,088	3 月	307,054
合計	4,093,476	合計	3,891,472

(注) 1、2 の「(予定) 使用電力量」は、県庁舎需要電力量から長野県庁舎の自家消費用の太陽光発電設備(設備容量70kW)の発電量を差し引いた電力量であること。